

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年6月3日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 柿原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 勲
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大縄 久雄	総務部長 玉川 一雄
管財課長 飛田 建	管財課長補佐 稲田 政徳
教育部長 浅野 和好	学校教育課長 会沢 実
学校教育課長補佐 大曾根香澄	生涯学習課長 平野 玉緒
生涯学習課長補佐 大内 秀幸	図書館長 植田 徹也

会議に付した事件

- （１）議会運営委員会委員長報告
・令和7年第2回定例会について
…委員長報告のとおりとする
- （２）中学校での個人情報の不適切な管理について
…執行部より説明あり
- （３）図書館システムの更新について
…執行部より説明あり
- （４）公用車等におけるNHK放送受信契約漏れについて
…執行部より説明あり
- （５）その他

・議会費補正予算提出について

…事務局より説明あり

議事の経過概要（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前10時02分）

事務局長 それでは会議のほうを進めさせていただきます。

本日は換気のため廊下側のドアを開放して行いますので、ご理解ご協力よろしく願
いいたします。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。第2回定例会も6月10日から始まります。また、季
節がら議員の皆様には体調管理を十分気をつけていただきますようお願い申し上げまし
て、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎
内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、
簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員
協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席されておりますので、挨拶をお願いいたします。

市長 皆様おはようございます。梅雨のはしりだと思えますけども、暑い日があったと思えば
涼しい雨の日もございます。どうぞ体調管理十分に注意されまして、ますますのご活躍
をご祈念申し上げます。

それでは、全員協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位に
おかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。ま
ず初めにご報告となります。議員の皆様にもご報告させていただいたところございま
すが、去る4月25日、那珂市立第四中学校の1クラスにおいて約2週間、自宅の画像デ
ータが学級内の生徒同士で閲覧できる状態になっていたという、個人情報の不適切な管
理事案がございました。また、全国の自治体で報じられている、公用車のカーナビゲー
ション等のNHK放送受信契約漏れにつきましては、本市においても受信契約の状況を
調査しましたところ、公用車及び携帯電話において受信契約を締結していないことが判
明したところでございます。議員の皆様におかれましては、ご心配をおかけしまして大
変申し訳ございませんでした。詳細につきましては、この後担当課から、説明いたしま
すので、引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、ただいまの2つの案件を含む全3件につきまして、ご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶いたします。

議長 ありがとうございます。

それではこれより議事に入ります。

議会運営委員会大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきましてご報告をいたします。

先ほど、議会運営委員会を開催し、令和7年第2回定例会について審議をいたしました。

資料をご覧ください。

提出予定議案は、報告が9件、条例改正や補正予算などの議案が12件です。いずれも第2回定例会中に上程し、議案については資料3ページの委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託し審議することに決定をいたしました。資料2ページにありますとおり、全員協議会協議・報告案件は3件であります。

請願陳情についてでございますが、今回は請願1件、陳情1件が提出されました。申し合わせ内規に基づき、取扱いについては、資料4ページの請願陳情文書表（案）のとおり決定をいたしました。5ページ以降に写しを添付しておりますのでご確認ください。

続いて、一般質問は12名の議員から通告がありました。

通告内容及び予定時間につきましては、資料7ページから通告順に記載してございます。先ほど議会運営委員会で抽せんを行い、一般質問順番表のとおり順番を決定いたしました。第2回定例会においては一般質問の日程を3日間とし、6月12日は渡邊議員から大和田までの5名、6月13日は小宅議員から原田議員までの5名、6月16日は寺門厚議員と桑澤議員の2名で実施することに決定をいたしました。

以上の決定事項により、定例会会期日程（案）は、6月10日から6月27日までの18日間とすべきものと決定をいたしました。議案質疑、討論の通告につきましては会期日程（案）をご覧ください、通告される場合は遺漏のないようお願いいたします。

また12ページのとおり、今回の一般質問の通告内容につきまして、一般質問重複事項のとおり重複している内容がございます。該当する方は、道の駅について、原田議員、桑澤議員。空き家バンクについては、榊原議員、花島議員。企業誘致については、原田議員、小宅議員、遠藤議員。熱中症対策については寺門厚議員、遠藤議員になります。先日の議会運営委員会の私の報告にもありましたが、しっかりと申し合わせ内規に基づき、質問者間で調整をお願いいたします。そして調整結果を事務局のほうに報告をお願いしたいと思います。また毎定例会で同じ内容の質問も留意するよう、先日の報告のとおり再度お願いいたします。

続きまして、鈴木議員から定例会中、車イスでの活動をしたいとの申し出があり、一般質問等は着座にて行うなど、配慮をすることを決定いたしました。

続きまして台南市の訪問についてになります。

友好交流協定を締結しました台南市と人的交流や本市の魅力をPRすることで、両市のさらなる友好や発展に寄与する事業の検討のため、10月に台南市訪問を予定しております。予定日は10月16日から21日のうちの3泊4日の予定であります。内容は那珂市のPRや両市議会による意見交換会を予定しております。つきましては、今定例会中の総務生活、産業建設、教育厚生、の3常任委員会において、各委員会2名の出席者を選出させていただきますようお願いいたします。なお、令和7年から3年間で全議員が訪問することになりますので、お知りおきください。

最後に、14ページになりますが、議会改革度ランキングについてですが、那珂市議会は全国で284位、県内において8位となっております。今後も議会改革を推進していきたいと思いますので、ご理解ご協力を賜りたいと思います。

以上ご報告でございます。

議長 議会運営委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことはございますか。

渡邊議員 台南市の訪問についてお聞きしたいと思います。先ほど委員長のほうからご説明ありまして、10月16日から21日の3泊4日、この中で検討していくということでした。各委員会から2名、3年間かけて全議員が行くんだよというお話だったんですけども、3年間でっていうのもあれなんですけど、委員会で2名というふうに決まったというのは、何がどのような形で決まったのか教えていただきたいんですが。本来からすれば、前例とすればオークリッジ市のときだと思います。このときには、全議員が1回で議員団として訪問していると。今回は、3回に分けては行くんだよ。これがなぜ変わったというのちょっと分からないところですし、議会として行くのであれば本来だったら議員団なのかなと。1度に行って、それをわざわざ今回、3回に分けたというところがちょっと疑問だったのでちょっとそこをご説明いただければなと思います。

議長 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時12分）

再開（午前10時24分）

議長 再開いたします。

この件につきましては委員長の報告とおり決定いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時24分）

再開（午前10時24分）

議長 再開いたします。

続きまして、中学校での個人情報の不適切な管理について執行部から説明願います。

教育長 まず初めにおわび申し上げます。このたびの第四中学校におきまして個人情報の不適切な管理という、信頼を損ねる事案が発生いたしました。昨年来、より一層の緊張感を持って、服務規律の確保に向け市内はもとより、県内一丸となって取り組んでいるところですが、このような事案が続けて発生してしまった。大変重く受け止めているところでございます。まずもって心よりおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。教育委員会といたしましては、不祥事の発生は多大な影響を及ぼすことから、教育に関わる全ての組織、個人がそれぞれ十分に認識した上で、日々の業務に対応していくことが不可欠である、このように考えているところでございます。再発防止と信頼回復に向け、学校長会と連携協力のもと、いま1度原点に戻って、一人一人の意識を高めるように取り組んでいるところでございます。この後、課長より経緯、対応等については報告をさせていただきます。議員の皆様には引き続きご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢です。ほか1名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて失礼いたします。

中学校での個人情報の不適切な管理についてご説明いたします。

那珂市立第四中学校において個人情報管理の不適切事案が発生しましたことについて、概況と対応についてのご報告させていただきます。

1. 事案の概況でございます。新入学の7年4組の29人分でございますけれども、自宅画像のデータ提出を求めたところ、約2週間、学級内の生徒同士が見られる状態になっておりました。これは家庭訪問を行っていないために、自宅確認のため提出を求めているものでございます。自宅画像のみでは個人情報には当たらないというふうに認識しておりますが、生徒の氏名とひもづいた場合には個人情報となるものでございます。4組のデータの提出先につきまして、担任から生徒への指示が誤っていたことにより発生したものでございます。また、現時点で情報漏えいによる第三者の不正使用等は確認されておりません。

2. 発覚までの経緯とその後の対応でございます。主な事項を説明いたします。4月9日に学年だよりで自宅画像提出について周知をしております。提出方法については、学年主任が各担任にグーグルクラスルームという、これはグーグルが出している学校向けのアプリケーションでございますけれども、これを使用して収集するようにというふうに指示をしております。4月11日、4組の担任は画像の提出先としまして、このグーグルクラスルームの中のストリームというアプリケーションの掲示板的な機能のものでございますけれども、こちらを周知いたしまして、生徒からの画像の収集を開始いたしました。1組から3組はグーグルクラスルームの別の機能、課題提出等をする際の機能を用いて収集をしております。4月25日の朝方に7年4組の保護者から、生徒間で画像

が見られているとの指摘があったため、事実確認を行いまして、その後4組のクラスルームのほうを削除しております。同日、18時頃でございますけれども、7学年の保護者全員に、事案発生とおわびのメールを配信いたしまして、4組につきましては、説明とおわびをするために家庭訪問のほうを開始しております。

3. 原因でございます。今年度は、教員、保護者相互の負担軽減のために、学習用のタブレットによりまして写真のほうをアップロードすることといたしましたけれども、提出方法について、どのアプリケーションを使用するか、グーグルクラスルームの中のどの機能を使うかといった、詳細なところまで学年での確認、共通理解ができていなかったということによるものでございます。また、自宅画像も個人情報になるという認識と情報管理の危機意識が十分ではなかったためと考えております。

4. 再発防止です。(1) 第四中学校の対応でございますけれども、四つほど挙げております。一つ目、クラウド活用の際の徹底事項といたしまして、生徒から写真等のデータをアップロードさせて共有する場合には、学年の職員、あるいは教科職員と複数で確認をすること。また、教師だけかあるいは生徒同士も見られるようにするのかなど、データの使用目的によりまして設定を明確にいたします。また、アップロードさせる際には必ず管理職に報告するというようにいたします。二つ目としまして職員研修で、個人情報の取扱いについて改めて理解の徹底を図るということでございます。三つ目としまして、コンプライアンスの年間計画によりまして、月1回以上の研修を実施することといたします。四つ目としまして、次年度以降でございますけれども、自宅の写真のほうの提出を求めず、別な手段での確認方法を検討することといたします。

次に、2番としまして市内統一の対応でございます。こちらも四つほど掲げております。一つ目としまして、市教育委員会の主催によりまして、夏季休業中に個人情報保護に関する専門家による市内の全教職員対象の研修を実施いたします。二つ目としまして、各校のコンプライアンス研修におきまして、教員全員が児童生徒から提出されるものについては、全て個人情報であるというような認識を再確認するというところでございます。三つ目としまして、児童生徒から預かったデータの管理方法や処分方法、処分の時期などにつきまして、学校や学年で決めたルールの確認とその着実な履行でございまして、四つ目としまして、各教員が個人情報の管理についてコンプライアンスを徹底することを業務目標として設定しまして、各自が設定して自分事として考え組織での行動につなげるということでございます。こちらの各教員が教員評価のために毎年度目標を設定して提出する自己申告という申告書というものがございまして、そちらの中に各自が設定するというところでございます。なお、四中を含めまして各学校での個人情報に関する校内研修のほうは既に全校で実施したところでございます。また、市教育委員会主催の全体の研修ということでございまして、こちらは8月に個人情報保護委員会の方を講師として実施をする予定をしているところでございます。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑ご意見ございますか。

花島議員 いろいろ対応を考えていただいているようで、起こっちゃったことは起こっちゃったことですが、今後のことをよろしく願いしたいってことなんですけど。まず、第四中学校での対応で月1回のコンプライアンス研修って、そんなに必要ですかというんですけど、例えば3か月に1回とか、半年とか四半期とか、この点についてお願いします。

学校教育課長 学校での研修につきましては、例えば1時間とか時間をとってというような研修も当然ございますけど、例えば毎週月曜日などには職員会議がありまして、その流れで短い時間の中で、いろいろな研修を行うこともございます。コンプライアンス研修につきましては、各学校のほうで既に年間のスケジュールとして計画をつくっているところがございます、どの学校でもそういった短い時間でも利用しまして、細かな研修ということで、そういった意味では毎月の頻度ぐらいで実施しているところでございます。以上です。

花島議員 今のお話でしたら、短時間で済むようなやつも含めてということですね。それはそれでいいと思うんですが、ただあまり、めりはりなしにやっちゃうと、かえってぼけちゃうこともありますので、その辺注意していただきたいと思います。あとこれは意見ですけど、結構難しいことなんですよ、データの管理をどうやるかっていうのは。だからただ単に気持ちだけじゃなくて、何をどうするかっていう分かりやすい基準とか、システムでも特にコンピューターを使うとどこに何を入れるとか、何ていうんですかね、分かりやすいように指示することが必要かと思います。今回の件ではどうも報告によると、学年主任から指示をしたときに、場所を細かく指定しなかったっていうことと、本人の理解が足らなかったということの二重で起きてると思うんですが、そういうことを参考に、資料はきちっと、もともとそういうシステムを分かりやすくっていうことを考えて対応を考えていただきたいと思います。

以上です。

寺門厚議員 いろいろ対策を書いていたんですけども、基本的に花島議員のほうからも出ましたけれども、ちゃんと決めたことを実行するということなんだろうなというふうに思います。しかしながらここは2回目なんですよ。去年のデータ管理上、個人情報の紛失ということが発生してますので、その反省、原因、確か現物は出てこなかったという話で終わってます。そのときも指示管理者のほうからの指示が曖昧っていうか、きちんとそのルールは決めてなかったということもありましたし、情報の管理でちゃんと格納をしたかどうかっていうことも、管理者のほうでチェックをしていないと、今回も指示もきちんとした指示が出されていない。なおかつ、指示を出したら内容を理解しているかどうか、これも確認をしていない。あがったデータをどういうふうに管理する、

その辺も結局確認がきちんとされていませんでしたねということなんですけれども、この辺は前回の対策事項ってどう徹底したのかをちょっとお聞きしたいんですけれども。

学校教育課長 前回の紛失というような案件を受けまして各学校のほうでは、例えば校長室の書庫に格納してある書類についての作業をするときには、スペースがあれば校長室内で、一角にそういった作業スペースを設けるとか、あと出し入れ簿のほうをきちんと整備するとかということで、各学校の実情に応じて対応のほうをさせていただいているところです。今回につきましても、指示の出したほうと受けたほうの確認が徹底されていなかったというようなところでございますけれども、その辺のところも四中のほうでルールをしっかりと守るというようなところ、先ほどの対応策もそうですけれども、今回も臨時校長会のほうを開きまして、校長会の中でもこういったふうにこの事案を受けてやっていくべきかということも共通理解をした上で、市内統一の対応策ということも出しているところでございますので、今後ともその辺ところは十分に注意しながら行っていくということしかないかなとは思いますが、認識はそういったところで改めてしたところでございます。

以上です。

寺門厚議員 認識を改めてもう一度、実施を徹底するということですが、やっぱり決めたまんまじゃなくて、例えば、月1回研修を実施する。こういう無駄なことをやらないで、管理者のほうできちんとチェックをすると。3か月に1度、半年に1度、これをぜひとも実行していただきたい。決めたことがちゃんとできてるかどうかは必ずチェックをしていただきたいんですけれども、この辺はどうですか。

学校教育課長 どの業務のどの辺のところまでチェックできるかというのは、いろいろちょっとあるかなとは思いますが、校長会のほうにも持ち帰りましてその辺のところも、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

寺門厚議員 ぜひチェックのほうは、こちらのほうを徹底していただきたいですね。

遠藤議員 まさしく再発防止に心がけていただきたいと思うわけですが、四中の対応の④としてちょっと気になるのは、次年度以降は自宅写真の提出を求めないこととし、別手段について検討するとあるんですが、当然個人情報もしっかり管理していただきたいし、漏えいがないようにしていただきたいんですけど、一方で教員の方の業務負担軽減というのもやっぱりあると思うんですよね。前は家庭訪問をしてたわけですよね。先生が来るからお茶を用意しなければとかお茶菓子どうのこうのみたいな、1家庭何分みたいなね、先生も大変だったんですけど家庭も大変だったわけですよね。そういったものをコロナ禍でなくなって、うちに入れないので玄関先でっていうような対応に変わったんですよね。これがさらに負担軽減という意味で、今、子供たちはタブレットを持っていますから、それでもってこの自宅確認というこういうやり方に変ったんだなあと考えていて、ど

んどん負担軽減で必要なときに把握できるということのやり方だと思うので、だから今回見ると1から3組の担任は、ちゃんと先生方だけが見れるものを使っているから、これはちゃんとできていたはずだと思うので、自宅写真の提出を求めないと決定をしたのか、こういう研修をきっちりやって、本当に漏えいしないよう気をつければ、僕はまた負担軽減という意味ではね、いいんじゃないかなと僕なんか思っちゃうんですけど、僕の意見としてはなんですが、そこはどう考えればいいんですかね。

学校教育課長 家庭訪問をしないので、他の学校でも自宅の、何かあった際の確認というようなところは、それぞれのやり方でやってるところで、第四中学校の写真をというのはアパートとか、他の地区に比べて分かりづらいところもあるというようなところが写真を提出していただくもとなっていたのかなと思うんですけども、ほかの学校で例えばグーグルマップとか電子地図なんかで出る場合もあるので、そういったところに対応しているというようなところもありますので、四中のほうもそういった部分の活用で写真まで提出しなくてもできるのかなというところで来年度に向けては検討していこうというようなところに行っているところでございます。

遠藤議員 分かりました。家庭訪問が始まっちゃうのかなと思って心配したんですけど、それはちょっと逆行だろうと思っていて、確かにほかの中学校でもそういうやり方があるのであれば、参考にさせていただいてと思います。

原田議員 意見として聞いていただければというところなんですけれども、やっぱりこのコンプライアンス研修なんかって今もう既に学校でもかなりやってますし、先生方も個人情報の管理はすごい気を使ってやってるところかなって思います。その中で、この市内統一の対応の④番のところで、個人情報の管理についてコンプライアンスを徹底することを業務目標として設定してあるんですけども、これ私個人としてやっぱり教員の本来の業務と違う目標設定なのかなと思いますし、教員の新たな負担にもなりかねないなという、私の意見として聞いていただければと思います。あとはやっぱりこのICTの活用というふうにやってると思うんですけども、特に那珂市結構力を入れてやってるかなと思うんですが、やっぱりフィンランドとかもう世界のほうを見ると。結構この学校でのICT活用による弊害とか、子供への悪影響というのも報告とかかれて、それで、やめようというふうになってるところが結構あるんです世界のほう見ると、ですの結構、計画訪問とか管理部門とかで訪問指導あるときに、ICTを使って授業をやるようになっていう指示がきたりとかもすると思うんですけど、授業によっては使いにくいところとかもありますし、やっぱり世界の事例とかそういったものを見ていただいて、市内でもICT化と学校教育との向き合いかたっていうのもちょっと検討していただければというふうに思います。

以上です。

学校教育課長 ご指摘いただきましてありがとうございます。コンプライアンスの部分の業務

の目標というようなところについてご指摘いただきまして、各教員のほうで自己申告書という教員評価に使うものには目標設定の項目が、そもそもどの分野についてというのがありまして、学習指導はもちろんなんですけども、その他の学級経営であるとか、学校運営、あとはコンプライアンス確保というようなところで、それぞれの項目の中でそのテーマに沿った目標を掲げるというような書式になっているところもございまして、そこに位置づけるというところなので、決して特出しで今年特別に書くというようなイメージでの対応ではございませんということで補足だけさせていただきます。

また、ICTの今後の活用につきましても、海外の情報もいろんな情勢が変わってきているということも認識しているところでございますけれども、今後その辺のところも紙と両立というようなところでやりようも少し変わっていくのかもしれないんですけども、今後の一つの課題にはなってくるのかなというふうには思っております。

以上です。

議長 ほかよろしいですか。

なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時46分）

再開（午前10時47分）

議長 再開いたします。

続きまして、図書館システム更新について、執行部より説明願います。

生涯学習課長 生涯学習課長の平野です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、図書館システムの更新についてをご覧ください。

図書館システムの更新について、市立図書館では5年ごとに図書館システムの更新を行っており、現在の賃貸借契約の期間は今年度で終了となります。近年は、マイナンバーカードやスマートフォンを使用した貸出方法や読書記録を保存して読書推進を図るなど、時代や利用者のニーズに合わせた機能を持つシステムを採用する図書館も増えてきております。そこで、次期システムの更新に当たっては、事業者提案によるプロポーザル方式により選定をすることを報告するものです。

1. 調達の方法は公募型プロポーザル方式です。

2. 予算については、今議会で補正予算による債務負担行為の設定を行います。

3. 債務負担限度額は、今年度から令和12年度までで1億5,917万5,000円です。

4. 今後のスケジュールです。今議会で債務負担行為の承認を得ましたら、公募型プロポーザルの公告を行います。7月に選定委員会を設置、8月にプレゼンテーションを実施、事業者が決定したら賃貸借契約を締結し、9月からシステムの更新作業を行います。令和8年3月に機器の入替え作業のため臨時休館し、4月1日から新システムの稼

働を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

小宅議員 お聞きしたいんですが、この債務負担行為の限度額ですけれどもこれは何をもとに設定されてる金額なのでしょうか。

生涯学習課長 こちらは県内で採用実績のある、主な事業者数社から参考見積りのほうを徴取いたしまして、その中で1番高い金額となっております。

小宅議員 そうすると手のひら認証をこのまま5年継続した場合は幾らになるという見積りでしょうか。

生涯学習課長 こちらは手のひら、マイナンバー、スマートフォンなど、様々な貸出し方法も含んだ金額となっております。

小宅議員 そうではなくて、今のままのシステムをそのまま継続した場合幾らかかるのかということですか。

生涯学習課長 見積りのほうは1億8,000万円ほどとなっております。

小宅議員 1億8,000万円ってことはプロポーザルより高い金額ということですか。

生涯学習課長 申し訳ありません。そちらは見直し前の金額でして、ちょっと機器のほうの見直しをしましたので、こちらの1億5,000万円が1番高い金額となっております。現在のシステム、見直し後の金額は1億3,000万円ほどです。

小宅議員 1億3,000万円というのは、今の5年間、それとも次の5年間なんですか。

生涯学習課長 次の5年間になります。

小宅議員 その見積りはとれているということですね、それで、このプロポーザルを6月議会で補正をとって、7月に委員会を設置し、8月にプレゼンテーションって物すごい拙速な感じがするんですね、スケジュール的に。これ議会通るかどうかもまだ分かりませんよね。ちょっとあまりにも拙速だと思うんです。そして、もう一つは図書館は過渡期だと思います。以前桑澤議員の一般質問にもありましたけれども、電子図書館が導入されていく中で、やはりそういったものを一体的に考える時が来たときにシステムを丸ごと、トータル的に考える時期が来るんじゃないかなと思うんですね。今までの手のひら認証が1社しかできなかったためということですが、それで何か不便があったのかというところそういうのは聞いていないという中で、どうして今ここを変えなきゃいけないのかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

生涯学習課長 手のひら認証は便利だということの感想のほうはいただいているところではあります。近年、近隣の図書館のほうを見ましても、いろいろ機能のほうが多様化しておりますので、那珂市のほうでもそちらを取り入れたいということで、今回プロポーザルということでやりたいと思っております。

小宅議員 それでは、様々な機能というのは具体的にはどういう機能を取り入れられるんでしょうか。

生涯学習課長 こちらの

は事業所の提案によりますけれども、貸出方法で言えばスマートフォンやマイナンバーカードでの貸出しをやっている図書館がございます。そのほか読書推進の機能とかもありまして、先ほどご説明しましたけれども、読書履歴を保存できたり、読みたい本を保存できたりっていう機能を備えているところもございます。

渡邊議員 私も小宅議員の意見と同じなんですけども、そもそもこの手のひら認証を今やっていて、さらに上乗せする理由が分かんないんですよ。要は、手のひらだったら必ず持ってくるんですよ。それ以外に、マイナンバーカードでもできますよ、スマートフォンでもできますよって言ったって、あえてその必要性というのは全然感じられないんですよ。ランニングをしていて、手ぶらで来ても本を借りられるっていうのが最大のメリットなんですよ、今の手のひら認証は個人認証できるものですから。それをあえて、お金をかけて違う制度を導入する理由が分かんないんですよ。その辺をちょっと詳しく説明してもらってもいいですか。あえて、個人を識別できる方法以外のものを採用するのかをちょっと教えてください。

生涯学習課長 近年マイナンバーカードは保険証や、運転免許証などとひもづけられておりますので、マイナンバーカードを持って来ていただければ、図書のカードは要らないということになりますし、スマホのほうも普及率のほうが高いですので、スマホを持って来ていただければ貸出カードは要らないということになります。

渡邊議員 すみません、やっぱり納得できないんですけど。マイナンバーカードやスマートフォンを持ってこなくても、手を持ってこない人はいんですよ。そう思いません。両手のないという状況があるのであれば微妙かもしれないですけども、通常だと手を忘れて来る人って私はいないのかなと思うんです。それが対応できるシステムが入っているものをわざわざ拡大する必要っていうのはないのではないのかなと思います。もしその見直しが必要なのであれば、先ほど小宅議員が言ったように、図書館自体の考え方を変えるとき、私は十分対応できるんだと思います。これちょっと私の意見なるかと思うしますので、私からは以上です。

鈴木議員 先ほど機能のお話があったと思うんですけども、それはスマホがあれば予約がスマホでできるよとか、そういったプラスアルファのことがあるっていうお考えでよろしいんでしょうか。

生涯学習課長 現在スマホやパソコンのほうから、ホームページを通して予約のほうはできるんですけども、それ以外に今現在ですと自分が借りた履歴っていうのは返却した時点で消えてしまうんですけども、それが保存できて、次の読書の何借りようかなっていうものに役立ったりするかなっていうことで、そういう機能も入れたいなと考えてお

ります。

鈴木議員 多分それぐらいの機能の範囲のシステムっていうことであるとなかなか納得が難しいのかなと思いますが、スマホだからできることっていうことを、また考慮いただいて、検討いただければと思います。

笹島議員 小宅議員とか渡邊議員が言っているとおりなんだよね、手はみんな持ってんだけど、スマホとかマイナンバーカードって持っていない人がまだまだたくさんいますよね。何でこれ1億円幾らもかけて、これ事業者提案って言ってるけど、これ何で事業者がこういう提案してきたの。

生涯学習課長 事業所のほうから提案いただきまして、利用者サービスの向上につなげるということでございます。

笹島議員 こんなに1億5,000万円もかかるもんなんですか。

生涯学習課長 こちらは限度額になりますので、提案によりましてはこれより下がると思います。

笹島議員 この半額の七、八千万円くらいに落ちるっていう可能性もあるんですかね。

生涯学習課長 その可能性も否定はできないと思います。

笹島議員 この程度で1億5,000万円掛けちゃ駄目ですよ。多分全員の議員は絶対反対ですよ。まあ予想ですけどね。もっとやっぱり本当にお金の使い方、これもやっぱり税金の一種なんでね、本当に徹底してやってください。よろしくお願いいたします。

小宅議員 これ事業者提案からこういうのがありますよということで、今回プロポーザルっていうのを課長おっしゃられましたけれども、それでこのスケジュールだったら、その事業者以外どこが参加できるのっていう疑いをとられても仕方がないスケジュール感だと思いますね。そこからの提案が来てプロポーザルやりましょうと、6月に補正予算とって、もう8月には決めちゃうって、ちょっと無茶じゃないですか。

生涯学習課長 県内での実績のある事業所のほうに数社確認しまして、このスケジュールで可能であるということで確認をとっております。

小宅議員 結局のところ、そこに変えたいというのは見え見えなわけですよ。このスケジュール感でいくと、ちょっとよろしくないんじゃないかなと思いますけれども、これ意見でいいです。

桑澤議員 確かに小宅議員のおっしゃる不安はまさにそうかもしれないですけど、ちょっと肩を持つわけじゃないですけど、基本的にこの手のひら認証をやめて、スマホとかそのマイナンバーへ移行していくためのものではないんですか。同じく手のひら認証を残したままやるってということなんですか。

生涯学習課長 事業者のほうで手のひら認証を提案していただければ、その可能性もあるということですよ。

桑澤議員 結果的にはどっちかでやるってことでいいですか。

生涯学習課長 業者のほうで、手のひらプラスマイナンバー、スマホという提案があればその可能性、その三つの選択ってということもあります。

桑澤議員 技術的にどこまで会社でできるかはあるとは思いますが、時代の流れとして、要は手のひら静脈認証は、一時代はかなり進んだシステムだったと思いますけども、今後、それが長く続くかという、ほかの事業者が撤退していて現存するのは1社しかない。今後そこを継続していくとなると、当然ながらコストがかかっていくという流れなので、このシステムは、もう一時代を象徴してとして終わりだと、新たにトレンドとなっているスマホ、マイナンバーに移行していくための手段として考えてらっしゃるってことでいいんですよね。

生涯学習課長 今議員におっしゃっていただいたとおりでございます。

桑澤議員 そういうことでございます。

渡邊議員 手のひら認証と併用して動いていくのかなというふうにちょっと勘違いしてたんですけども、あくまでも業者の提案によって手のひら認証はできなかった、先ほどの話の繰り返しになりますけど、生体認証のよいところは何もなくとも本人の識別ができてしまうよというところだと思うんですよ。例えば静脈認証がいいというわけじゃなくて、それ以外にも採光とかいろんなものがとれるわけじゃないですか、個人を識別できるものは。そういうものをやはり検討していただいて、やはり手ぶらで来ても本が借りられるっていうのは、那珂市の図書館の売りだと思うんですよ。ほかの図書館導入している事例もあんまり聞いてないので、少ないと思うし、全国に先駆けて実施したっていうところで、那珂市の図書館は素晴らしいものだと思いますので、ぜひこのシステムはやっぱり残していったほうが私としてはいいんじゃないかというふうに思います。ただ、業者の方々が手のひら認証を提案しない場合には、もうなくなってしまうっていうのはやはりちょっとよろしくないんじゃないかなと、市民サービスの上からでも、その辺はきちんと検討していただきたいと思います。

以上意見です。

鈴木議員 子供だけでも借りられるっていうことも、手のひら認証のよさだったのかなっていうこともありますので、ぜひそちらもご検討いただきたいと思います。追加で希望です。

議長 よろしいですか。

遠藤議員 最後に確認、ちょっとここに書いてある手のひら認証による貸出しは1社しかできなかったために随契って書いてあるんですが、今でも手のひら認証ができる会社1社だけなんですか。

生涯学習課長 今の業者1社だけになります。

議長 なければ以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時05分）

議長 再開いたします。

続きまして、公用車等におけるNHK放送受信契約分について、執行部より説明願います。

総務部長 まず、市民の皆様の信頼を損ねることとなり、また市議会の皆様にも大変ご心配とご迷惑をおかけすることになりましたこと深くおわび申し上げます。今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。申し訳ございませんでした。

管財課長 管財課の飛田です。ほか2名が出席しております。着座にてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは全員協議会資料、NHKの放送受信契約漏れについてをご覧ください。

議員の皆様には5月16日にラインワークスにて速報のほうを流させていただきましたが、このたび公用車等におけるNHK放送受信契約漏れについて判明したことについて、ご報告を申し上げるものです。

1. 概要でございます。全国の自治体で公用車のナビゲーション等のNHK放送受信契約漏れについて報じられていることを受けまして、当市の受信契約の状況を調査した結果、公用車及び携帯電話において、NHKと受信契約を締結していないことが判明したものです。

2. 未契約の対象台数になります。まず1点目、テレビチューナー機能付きのカーナビを搭載した公用車でございます。設置年月は平成18年11月から令和4年4月まで、月で言いますと最長のものが221月分になります。年数で言いますと18年5か月になります。設置台数につきましては18台、所属内訳は記載のとおりでございます。2番目、ワンセグ受信機能付きの携帯電話でございます。こちら設置年月は平成23年12月から、令和3年5月まで、月数で言いますと最長のものが160月分、年数で言いますと13年4か月分という形になります。設置台数につきましては31台という内容になってございます。所属内訳につきましては記載のとおりです。

3. 原因でございます。公用車のテレビ受信機能があるカーナビゲーション及びワンセグ受信機能付携帯電話について、テレビ視聴の有無にかかわらず、戸別受信機ごとの受信契約が必要であることの認識が不足していたものでございます。

4. これまでの対応でございます。4月中旬から4月末まで、庁内で放送受信契約の状況を調査いたしております。その後5月15日にNHK水戸放送局に、設置台数、未契約の台数の報告をしているところです。5月16日午前中に市議会へ状況情報提供するとともに、午後に県政記者クラブに投げ込みをしております。5月22日にNHKと初めて対面で協議を行っておりまして、現在も協議を継続しているところでございます。

5. 今後の対応でございます。未契約分につきましては、引き続きNHK水戸放送局と協議を進め、受信契約を締結し受信料の支払い事務を進めます。また公用車を購入す

る場合は特に必要がある場合を除きましてテレビ受信機能のないものを選定してまいります。携帯電話につきましては、ワンセグ機能のない機種に変更をいたします。なお、テレビ受信機能を持つ機能を購入した場合は、適切に受信契約を行うことを徹底いたします。なお、現在NHKとの協議を進めておりますが、過年度分を含めた受信料算定の結果が出ましたら、9月以降になろうかと思いますが、補正予算の計上をさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、このたびはNHK受信放送契約に関しまして、適切な事務処理が行われなかったことを大変申し訳なく思っております。この件について、同様のことを招かないように庁内全体の管理体制の見直しと、職員の認識を改めるための周知徹底を図ってまいります。管財課からの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 執行部の説明は終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

小宅議員 この件は弁護士とご相談なされいてるのでしょうか。

管財課長 顧問弁護士のほうと対応を協議させていただきまして、一応支払う方向で進めるということで確認をしております。

小宅議員 過年度分は何年前まで遡る形になるんですか。

管財課長 そちらのほうも時効の問題とか、一応弁護士のほう確認しております。こちら、結論を言わせていただければ、設置年月に遡って全部支払う必要があるということで弁護士の先生と確認をしております。これは時効発生の援用が、NHKとの契約を結んでから、初めてスタートするということになりまして、今回遡った部分を含めて初めて契約するという形になりますので、そこから時効が発生するという形になります。

小宅議員 確かに、愛媛県かどこかでも五、六年前に何かそれがあったかと思うんですけど、その判例が出てるのか出ないのかちょっと分かりませんが、セカンドオピニオンじゃないですけど、ほかの弁護士に一度ご相談いただいたほうがいいんじゃないかなと思うのと、あと今後の対応としてワンセグ機能やテレビ機能がないものを購入するということなんですけど、東日本大震災とか振り返ると、電気がつながらなくても車の中でテレビが見れて情報が取れたりってこともあったので、全くゼロにしちゃうということも、これはこれで考えものかなと思いますので適度にといます。

管財課長 先ほどの補足にもなるんですが、弁護士の先生の相談のほかにも、最高裁の判例が出てまして、時効のところについては、やっぱり遡って払うしかないんだろうということをちょっと補足させていただきます。防災の面の部分ですけども、今後、カーナビや携帯電話の放送受信機能を残していくか残さないかというところは、必ず全部取るっていうわけじゃなくて、必要な台数を精査した上で残していきたいなというふうに考えてます。

渡邊議員 ちょっと初歩的なことを聞かせいただきたいんですけども、NHKの受信契約、通

常は世帯単位だと思うんですね。この事業所の場合の世帯の考え方ってどのようになっているのか教えてもらっていいですか。

管財課長 一般の個人の家庭では世帯単位という考え方になってるのは間違いありません。ただ、事業所というのは、NHKとの放送受信規約の中で、個別受信機ごとに契約をしないといけないことがうたわれてます。ただ、実はこれもNHKと今協議中なんですけど、携帯電話等については、課ごとに1台で見なしていただく可能性が今あるというところで今協議を進めておりまして、その部分について確定なところは言えないんですが、一応そういうところもあります。ただ、公用車につきましては1台1台の契約が必要だということになっております。

渡邊議員 分かりました。管轄している課のところで1台っていう解釈してもらえれば、管財課で管理してるのはほとんどの公用車全部でしょうからそういうようなことは、ぜひ協議ができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

笹島議員 何かこれに腑に落ちないんだよね。何でこの今言ってた車とか携帯電話とかっていうことで、これ何で発覚したのこういうのは。

管財課長 全国の新聞報道だと思います。4月にほかの県の事例がいっぱい出てきてまして、こちらでうちももしかすると該当するんじゃないかということで、NHK水戸放送局のほうと電話のやりとりを始めました。その後、茨城県としては恐らく5月8日に笠間市が報道発表したのが1番最初だと思うんですが、それに時期をほとんど同じにして動き始めているといった状況になります。

笹島議員 世の中に受信料の未払いがいっぱいありますよね。それで、この今言った、カーナビとかそういう小さなものは家庭だって払ってないところたくさんありますよね。だからNHKにとっては本当にのどから出るほど欲しいんですよね、やっぱり、受信料ってね。だからこういうふうにして、ご正直に真面目にやってらっしゃるのは分かりますけど、何か理不尽な感じがするんですけど、これ各自治体でもたくさんまだまだ発覚しないのがあるんじゃないですか。だから、ごめんなさい、こんなばか正直でやっていいのかどうか分かんないですけども、余計なことやったかどうか分かんないけども、このまま黙ってたほうがいいのか、よく分かんないですよ、私は。だから答弁はいいですけども。

渡邊議員 ふれセンとか公民館とかそっちに設置されてるテレビはどういうふうな、これも契約されてるんですかね。

管財課長 これとは別に庁舎内のテレビ等の契約っていうのは別に行っております。当然各施設においても、契約というのをやっています。ただ今回の協議が始まりまして、実はその庁舎内のテレビについても、必要台数は精査していかなきゃならないかなということで、調査をかけて調整しているところであります。

小宅議員 議員控室のテレビ、いらないですよ。

管財課長 ありがとうございます、そちらについても、精査させていただければと思います。
よろしくお願いします。

花島議員 今回のケースとは違うけど、前の携帯をワンセグやってて、料金払うことを考えず使ってたんですけど、家族はいいですね。その仕切りってどうなんですかね。要するに、文脈上どうなったのか。時効については、別の裁判で民法の時効について知っているので20年未満だったら向こうが気がつかない場合ですけどね、払わなきゃなんないっていうのは分かるんですけど。どの範囲を払うべきだったかっていうのが、整理がもうひとつ分かりやすく説明していただきたい。それから、その中で一体幾ら払うことになりそうなのか。

管財課長 個人の考え方と事業所の考え方はちょっと異なっておりまして、これも日本放送協会放送受信規約という、NHKと契約を結ぶものがあるんですけども、そちらの第2条のところ、詳しくは申し上げませんが、そこに個人の場合は世帯ごとで見れると、ただ事業所の場合は、戸別受信機ごとにカウントさせていただくという、規約条項が書いてありまして、それに基づいて整理されているものだと思います。もう1点、予算が一体幾らぐらいかかるのかというところで、正直なところ申し上げて、これNHKの算定を、待つのが正解なんだと思うんですが、うちのほうでも概算の金額がどのぐらいあるかっていう精査をしております、すいません、ちょっと誤差があるかもしれないですが、500万円から600万円ぐらいの金額になるかと思ってます。

遠藤議員 そんなに額だとちょっと確か大事なんで、これさっきの時効の考え方なんですけど最高裁も出てるっていうんだったらしょうがないかもしれないんですが、今まで請求とか督促っていうのは来てたんですか。

管財課長 契約は、庁舎内のテレビと一緒に毎年10月頃に調査は来てたんです。そちらの中に、実はワンセグ携帯とかナビゲーションの欄はあったんですけど、そもそもそこに今まで1台もうちのほうで報告をしてなかったという状況になります。こちらは正直、職員の認識不足ということに尽きるかなと思うんですが、そもそも見てないテレビに払うっていう感覚がなかったというところで、ちょっとお詫び申し上げるしかないかなと思います。

遠藤議員 そうすると、きちんとした契約に基づいてないから、そもそも時効の消滅みたいな考えもちょっと別の考えになっちゃうということになるんですか、今回は。

管財課長 議員おっしゃるとおりです。

議長 以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部はお疲れさまでございました。

休憩（午前11時21分）

再開（午前11時22分）

議長 再開いたします。

続きましてその他になります。

事務局から説明があります。

次長 事務局よりご説明をさせていただきます。

令和7年第2回定例会におきまして、議会費の補正予算を提出させていただきます。

ただいまサイドブックスに通知いたしました、令和7年度議会費の補正予算をご覧いただきたいと思います。議会運営費の13節使用料及び賃借料につきまして、18万2,000円を増額するものでございます。増額の理由ですが、タブレットにMicrosoft365を導入するための経費となりまして、過日アンケートにより導入希望調査を行いました、議員の皆様と事務局分を合わせまして、17台分のソフト使用料を計上してございます。導入時期につきましては7月を予定しております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時23分）

令和7年7月25日

那珂市議会 議長 木野 広宣